

## 災害時電源ZEV導入促進事業補助金交付要領

(趣旨)

**第1条** 災害時電源ZEV導入促進事業補助金(以下「補助金」という。)については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ZEV 次のいずれかに該当するものをいう。

ア EV 電気自動車のことで、搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)をいう。

イ PHV プラグインハイブリッド自動車のことで、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。

ウ FCV 燃料電池自動車のことで、搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。

(2) 給電機能を有した車両 ZEVのうち、外部給電器若しくはV2H充放電設備を経由して又は車載コンセント(AC100V、1500W)から電力を取り出せる機能を有する車両のことをいう。

(3) 国庫補助金 次のいずれかに該当する補助金をいう。

ア 一般社団法人次世代自動車振興センターが行う「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」

イ 一般財団法人環境優良車普及機構が行う「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(トラック))」

ウ 公益財団法人日本自動車輸送技術協会が行う「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス))」

(4) リース契約等 リース契約(自動車の貸主が、当該自動車の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該自動車を使用収益する権利を与え、借主は、当該自動車の使用料を貸主に支払う契約をいう。)又はこれと同等の契約として知事が認めたものをいう。

(5) 中小企業者等 次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するもの

イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体

ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する法人

エ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する法人

オ 国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人

カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ク 青色申告を行っている個人事業主

ケ その他知事が適当であると認める者

(6) 事業所 県内に所在する工場又は事務所その他の事業場をいう。

(交付の目的等)

第3条 補助金の名称、目的、交付の対象である事業の内容、対象事業の要件、対象経費及び補助額並びに交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	目的	交付の対象である事業の内容	対象事業の要件	対象経費及び補助額	交付の相手方
災害時電源ZEV導入促進事業補助金	ZEVの普及を促進し、県内の交通分野の二酸化炭素の排出削減と災害等へのレジリエンス強化を図ることを目的とする。	ZEVを導入するための経費	別表1に掲げる要件の全てに適合するもの	別表2に掲げる額	別表3に掲げる要件の全てに適合する者

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)が、規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	添付書類の様式	提出部数	提出期限
災害時電源ZEV導入促進事業補助金交付申請書	様式第1号	(1) 誓約書 (2) 役員氏名等一覧表 (3) 令和6(2024)年4月1日以降の発注又は契約であること の分かる請求書又は契約書(写し) (4) 導入車両の代金の支払いに係る領収書 (5) 導入車両の自動車検査証記録事項(写し) (6) 登記事項証明書(現在事項証明書又は履歴事項全部証明書) (7) 中小企業であることが確認できる書類(労働保険概算・確定保険料申告書、賃金台帳等の写し) ※(6) 登記事項証明書で確認できる場合は不要 (8) 青色申告者であることを証明する書類(写し)直近1か年分 ※申請者が個人事業主の場合のみ	様式第2号 " 別紙	1部	知事が別に定める期日

		(9) 納税証明書 (10) 給電機能を有することが確認できる書類（カタログ等） (11) 交付申請書提出チェックシート (12) その他知事が必要と認める書類			
--	--	---	--	--	--

（補助の条件）

**第5条** 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）栃木県災害時協力車登録制度実施要綱（令和3（2021）年3月30日付け第161号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知。以下「登録制度実施要綱」という。）

第9条に規定する給電活動及び県が実施するZEVに係る普及啓発活動等に可能な範囲で協力すること。

（2）知事が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

2 知事は前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を附すことがある。

（補助金の請求）

**第6条** 補助事業者が規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	請求書に添付すべき書類の名称	提出部数	提出期限
災害時電源ZEV導入促進事業補助金交付請求書	様式第3号	(1) 振込先の口座内容がわかる書類（通帳等の写し等） (2) その他知事が必要と認める書類	1部	知事が別に定める期日

（補助金の経理）

**第7条** 補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の管理）

**第8条** 補助対象者は、補助対象自動車を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助対象者は、天災地変その他補助対象者の責に帰することのできない理由により、補助対象自動車が毀損され、又は滅失したときは、様式第4号補助対象自動車毀損、滅失届によりその旨を知事に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

- 第9条** 補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、財産処分承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助事業者の結果を通知するものとする。
  - 3 知事は、前項の規定に基づき審査を行い、処分を承認する場合には、補助事業者に対し、補助対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。
  - 4 補助事業者は前項の請求を受けた場合には、これに応じなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第10条** 知事は、交付対象者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他の不正の手段により、又はこの要領の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき
  - (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、この要領若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき
- 2 知事は、前条の規定による取消しをしたときは、補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第11条** 知事は、前条第1項の規定による、取消しを受けた者に対し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定による処分に関し、知事の命令があったときは、知事の定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

- 第12条** 本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6(2024)年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和9(2027)年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領の失効前に交付の決定がなされた補助金に係るこの要領の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要領は、令和7(2025)年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8(2026)年4月1日から施行する。

別表 1

説明	内容
補助対象自動車及び補助金交付要件	<p>(1) 国庫補助金の交付対象となるZEVであること。</p> <p>(2) 令和6(2024)年4月1日以降に発注又は契約され、かつ、令和8(2026)年3月1日から令和9(2027)年3月31日までに初度登録された自動車(新古車、中古車は除く。)であること。</p> <p>(3) 補助対象自動車に係る自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が栃木県内にあること。</p> <p>(4) リース契約等である場合、契約期間が4年以上であること。</p> <p>(5) 自動車販売業者が販売促進活動(展示、試乗等)に使用する車両ではないこと。</p> <p>(6) 給電機能を有した車両であること。</p> <p>(7) 登録制度実施要綱第5条第1項の登録車両であること。</p> <p>(8) 県の負担又は補助を得て市町が行う事業による補助金の交付を受けないこと。</p> <p>(9) 令和8(2026)年度における申請台数が10台以内であること。</p>

別表 2

説明	補助対象経費	補助金の額
補助額	EV又はFCVの導入に係る経費	1台あたり20万円
	PHVの導入に係る経費	1台あたり10万円

別表 3

(1) 県内に事業所を有する中小企業者等
(2) 県税の滞納がないこと。
<p>(3) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第6条の規定に基づき、次のいずれかに該当しないこと。</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団</p> <p>イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)</p> <p>ウ 法人にあっては、役員のうち暴力団員に該当する者があるもの</p>
(4) 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること。